

農第 号
令和7年11月4日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

霧島市長 中重 真一

市町村名 (市町村コード)	霧島市 (46218)
地域名 (地域内農業集落名)	隼人A地区 (内・姫城・東郷・西光寺・松永・嘉例川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月4日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は十三塚原、上野、春山といった台地部分の畠地と嘉例川沿いに細長く展開している水田に大別される。畠地部分の農用地は畠・樹園地(茶)が大部分を占め、標高220~250mに位置し、傾斜度1/300程度の優良な農地である。十三塚原台地については基盤整備済であり、肉用牛・酪農・茶・施設園芸・路地野菜等が中心である。春山台地については、農道整備事業の導入により、畠及び農業用施設用地として利用されている。水田については、転作等を促進しながら土地の有効利用を図る。

(2) 地域における農業の将来の在り方

十三塚原台地については主要である肉用牛・酪農・茶・施設園芸・路地野菜等を中心に振興を図る。多様な経営体が存在し、比較的規模の大きい経営体もあることから、今後はそれらの経営体を中心に地域農業を進めていく。経営体数は比較的多いとはいえ、後継者問題を抱える経営体も存在することから、継続的な担い手の育成・確保が必要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	242 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	242 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農業振興地域内の農用地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域として設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

認定農業者等の担い手を中心に農地の集積・集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手の経営意向を勘案しながら、順次中間管理機構による集積を進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備が行われた農地は一部であるため、利用効率の悪い農地については基盤整備等の事業の活用を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

個人経営体の法人化等の取り組みを推進していく。新規就農希望者に対しては、地域の状況について情報提供を行ったうえで、営農計画との適合性を鑑みながら、就農に向けた支援を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現在のところ活用予定は無い。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・特に山間部においては鳥獣被害防止のため電気柵などの設置を進め、狩猟免許の取得や猟友会との連携によって被害軽減を目指す。
- ・環境へ配慮した栽培技術を推進する。
- ・スマート農業への転換を推進するなど、農業経営の合理化や生産性の向上を図る。
- ・飼料用米を生産し、耕畜連携(わら利用、資源循環)による安定的な生産と利用体制の構築を図る。